

後見制度をバックアップ

後見制度支援信託



■ 後見制度支援信託とは → [2ページ](#)

■ 後見制度支援信託Q&A → [3～5ページ](#)

Q1 後見制度とはどのようなものですか？

Q2 後見制度支援信託とはどのようなものですか？

Q3 後見制度支援信託を利用するメリットは何ですか？

Q4 後見制度支援信託を利用できるのはどのような方ですか？

Q5 契約締結手続はどうすればいいですか？

Q6 信託できる財産にはどのようなものがありますか？

Q7 契約締結後はどうなりますか？

Q8 財産はしっかり管理されますか？

Q9 信託期間はどのようになっていますか？

Q10 どのような費用がかかりますか？

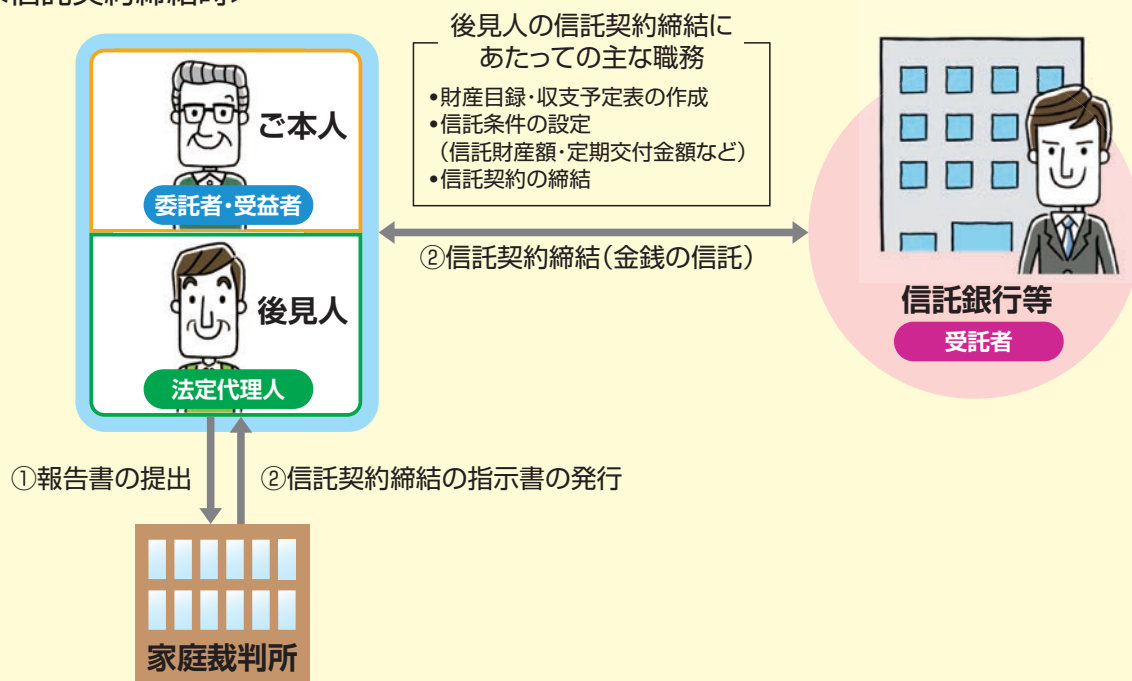
Q11 後見人の役割はどうなりますか？

後見制度支援信託とは

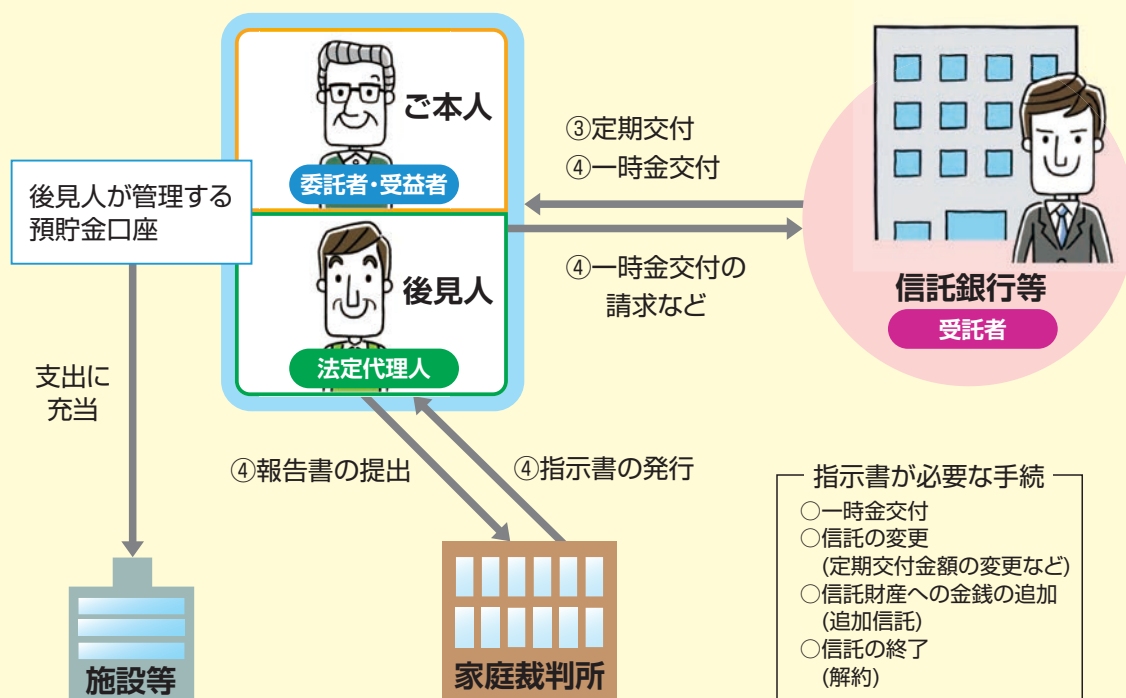
後見制度支援信託は、後見制度による支援を受けている方(このリーフレットでは「ご本人」といいます。)の財産管理のために信託を活用するものです。いわば、後見制度をご本人の財産管理の面でバックアップするためのしくみです。

後見制度支援信託のしくみ

<信託契約締結時>



<信託期間中・信託終了時>



後見制度支援信託Q&A

後見制度支援信託についての理解をより深めていただくために、後見制度支援信託の主な内容を「後見制度支援信託Q&A」としてまとめました。

Q1 後見制度とはどのようなものですか？

A

後見制度には、成年後見と未成年後見とがあります。
成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方(ご本人)について、ご本人の権利を守る援助者(成年後見人など)を選ぶことで、ご本人を法的に支援する制度です。
未成年後見制度とは、両親が亡くなるなど未成年者(ご本人)の親権者がいなくなった場合に、ご本人の権利を守る援助者(未成年後見人)を選ぶことで、ご本人を法的に支援する制度です。

Q2 後見制度支援信託とはどのようなものですか？

A

後見制度支援信託とは、後見制度をご本人の財産管理面でバックアップするための信託です。特別な法律にもとづく制度ではありませんが、家庭裁判所の指示にもとづき、ご本人の現金や預貯金に関して、信託を活用して管理することができるしくみになっています。
このしくみでは、ご本人(委託者兼受益者)が、金銭(信託財産)を信託銀行等(受託者)に信託します(※)。信託された金銭の中から、後見人が管理する預貯金口座に対して、ご本人の生活費用などの支出に充当するための定期交付や、ご本人の医療目的などの臨時支出に充当するための一時金の交付が行われます。なお、信託された金銭は、元本補てん契約の付された指定金銭信託(以下、「元本補てん付の指定金銭信託」といいます。)で安定的に運用されます。
後見制度支援信託では、一般的な信託商品と異なり、信託契約の締結、一時金の交付、信託の変更、解約の手続は、家庭裁判所の指示書にもとづいて行われますので、家庭裁判所の関与のもとで安全にご本人の預貯金等を保全することができます。
(※)信託契約の締結などの法律行為は、ご本人に代わって、法定代理人である後見人の方にさせていただくことになります。
成年後見の場合と未成年後見の場合においては、信託契約での取り決め内容に若干の違いはありますが、基本的に同じしくみになっています。

Q3 後見制度支援信託を利用するメリットは何ですか？

A

後見制度支援信託を利用した場合、後見人が管理する預貯金口座を除き、金銭は家庭裁判所の指示書にもとづいて信託銀行等が管理しますので、ご本人の財産を安全・確実に保護することができます。
加えて、後見人は、長期にわたるご本人の財産の管理が求められますが、後見人は必ずしも財産管理の専門家ではありません。特に現金・預貯金については、ご本人の生活費用など日常的・継続的な支出があるのに加えて、ご本人の医療目的など臨時的な支出もあります。そのような中で口座管理などを万全な形で行うことは後見人にとって大きな負担となる可能性がありますし、また、ご本人の財産保護の点でも望ましくない状況が生じる可能性があります。さらに、多額の金銭管理がともなう場合には、管理方法などをめぐって親族間のトラブルに発展する懸念もあります。後見制度支援信託を利用すると、信託銀行等が金銭を管理しますので、このような後見人のご負担を軽減することができます。

Q4 後見制度支援信託を利用できるのはどのような方ですか？

A 後見制度支援信託のご利用は、法定成年後見制度および未成年後見制度の被後見人の方を対象としています。法定成年後見制度の被保佐人・被補助人の方や、任意後見制度のご本人はご利用することができません。

Q5 契約締結手続はどうすればいいですか？

A 後見制度支援信託をご利用いただくには、ご本人のために家庭裁判所へ後見開始（または未成年後見人選任）の申立てがされることが前提となります。

家庭裁判所は、新たな申立てがあった場合、または、既に後見人が選任されている場合で、後見制度支援信託の利用に適していると判断したときに、後見制度支援信託を紹介したうえで、ご利用を検討していただくこととなります。

実際に後見制度支援信託を利用することとなった場合、家庭裁判所がその旨の指示書を後見人に対して発行しますので、後見人の方はその指示書を後見制度支援信託取扱い信託銀行等にご提示のうえ、契約の締結についてご相談ください。

Q6 信託できる財産にはどのようなものがありますか？

A 後見制度支援信託では、ご本人の財産を安定的に運用するために、元本補てん付の指定金銭信託を利用します。この元本補てん付の指定金銭信託は、金銭のみを信託することができるものであり、後見制度支援信託で管理できる財産は金銭に限定されています。

Q7 契約締結後はどうなりますか？

A 信託契約締結後、信託銀行等は、契約で定められた金額を定期的に後見人が管理する預貯金口座に給付します（定期交付）。後見人は、この口座から、ご本人の生活費用などの日常的な支出を行います。

ご本人の医療目的の支払いなどのために、後見人が管理する預貯金口座からの支出では不足する場合には、後見人は、家庭裁判所から指示書を得て、信託銀行等に支払請求をすることでその預貯金口座への一時金の交付を受けます。

逆に、ご本人に予定外の収入があった場合などには、後見人は、家庭裁判所から指示書を得て、信託財産に金銭を追加する（追加信託）こともできます。

信託契約締結後の状況変化により当初定められた定期交付の金額などに変更が必要になった場合や信託契約を解約せざるをえないような場合には、後見人は、家庭裁判所の指示書を得て、信託銀行等との間で信託の変更や解約をすることができます。

信託銀行等が管理する信託財産の残高等については、報告書や通帳等で確認することができます。これらの報告書や通帳等は、後見人が後見事務の状況を家庭裁判所に報告する際にもご利用いただけます。

Q8 財産はしっかり管理されますか？

A 信託財産からの支出については家庭裁判所の指示書が必要となり、また信託銀行等が受託者として善良なる管理者の注意義務等のもとで管理いたしますので、第三者による引出しなどによって信託財産が損なわれることはありません。

また、信託財産は、受託者の固有財産とは分別して管理されており、受託者からの独立性を有しています。

さらに、後見制度支援信託は、元本補てん付の指定金銭信託で安定的に運用されます。なお、元本補てん付の指定金銭信託は預金保険制度の対象にもなっています。

Q9 信託期間はどのようになっていますか？

A 成年後見の場合、原則的に、ご本人がお亡くなりになるまでとなります。ご本人がお亡くなりになった場合には、信託は終了し、信託財産はご本人の相続財産として相続人に相続されます。

未成年後見の場合、原則的に、ご本人が成年に達するまでとなりますので、ご本人が成年に達した場合には信託は終了し信託財産はご本人に引き渡されます。

Q10 どのような費用がかかりますか？

A 費用については、個々の信託契約によって定められますが、各信託銀行等によってその定め方は異なりますので、各信託銀行等にお問い合わせください。

Q11 後見人の役割はどうなりますか？

A 後見制度支援信託を利用する場合、後見人には、ご本人に代わって後見制度支援信託に関する法律行為(信託契約の締結、信託の変更の申し出など)を行っていただくこととなりますが、後見人の職務内容に関しては、信託契約締結の有無によって変わるものではありません。

後見制度支援信託については、当協会ホームページ(<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/>)でも、ご紹介しておりますので、あわせてご覧ください。

まずはこちら！



イチから学ぶ
後見制度
支援信託

より詳しく知りたい方は！



後見制度
支援信託の
活用方法

動画で紹介！



動画で学ぶ
後見制度
支援信託

詳しくは後見制度支援信託取扱い信託銀行等へ

この後見制度支援信託は、ご本人の事情をふまえ、個別のご相談にもとづいて契約する必要がありますので、詳しくは、取扱い信託銀行等にご相談ください。

信託相談所

信託協会では、お客さまからの信託に関するご照会やご相談の窓口として信託相談所を設置しています。

信託相談所では、信託銀行等の信託兼営金融機関および信託会社(以下「信託銀行等」といいます。)の信託業務等に対するご要望や苦情もお受けしています。

- 受付時間 午前9時～午後5時15分
(土・日曜日、祝日などの銀行の休業日を除く)
- 電話 ☎ **0120-817335**
または 03-6206-3988

トラブル解決は「あっせん委員会」へ

信託銀行等の信託業務等についてのトラブルがなかなか解決しないお客さまは、「あっせん委員会」をご利用いただけます。

「あっせん委員会」とは、信託協会が設置する、弁護士、学識経験者、消費者問題専門家等で構成される中立、公正な委員会です。

詳しくは信託協会ホームページをご覧ください。

<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/consultation/>



信託相談所への相談・苦情等にかかる個人情報の利用について

信託相談所では、円滑な相談・苦情等への対応を実施するため、みなさまからの相談・苦情等をお受けするにあたりまして、お名前、ご住所、電話番号等をお聞きする場合があります。これらの個人情報は、みなさまからの相談・苦情等への対応のために利用し、ご本人の同意を得ずに他の目的で利用することはいたしません。

ご提供いただいた情報は、特定の個人を識別できる情報を除いて、統計資料、相談・苦情等の事例として利用させていただきます。



〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-1 岸本ビル1階
TEL.03-6206-3981

ホームページ <https://www.shintaku-kyokai.or.jp/>

信託協会

検索



本資料は、後見制度支援信託のしくみなどについて紹介し、後見制度支援信託の制度について理解を深めていただくために作成しているものであり、当該商品の勧誘・推奨を目的としているものではありません。